平成２２年（フ）第１９号
長野県飯田市鼎上山3156番地１
債務者　大山　　崇
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２５号
長野県下伊那郡松川町上片桐122番地３
債務者　荒井　幹郎
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第３７６号
岐阜市安良田町６丁目21番地
債務者　鈴木　信子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９８８号
愛知県瀬戸市薬師町50番地の４　シティパレス瀬戸1001
債務者　浅井　養子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９３号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字太子30番地　センチュリー太子701号室、住民票上の住所　愛知県豊明市三崎町井ノ花６番地15　エステートⅢ101号
債務者　内山　龍哉
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５５号
名古屋市東区新出来１丁目９番22号　澤村ビル
債務者　澤村香代子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５号
大津市大萱１丁目18番12号　パンション宮本402号
債務者　野田　　実
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６２号
滋賀県甲賀市水口町山2354番地６、前住所滋賀県甲賀市水口町山1640番地208
債務者　後藤　克美
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９４号
大津市神領３丁目10番５号
債務者　野口　弥生
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０６号
滋賀県栗東市中沢２丁目13番13号
債務者　田尾　律子（旧姓上賀）
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５５号
滋賀県犬上郡豊郷町安食南203番地１、前住所滋賀県犬上郡豊郷町安食南201番地14
債務者　林　　和恵（旧姓吉川）
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５８号
滋賀県東近江市宮川町683番地15
債務者　津田　佳昌
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１６３号
滋賀県彦根市平田町435番地５
債務者　守山紗矢子（旧姓橋村）
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５７９号
京都市南区吉祥院砂ノ町26番地　中村ハイツ203号
債務者　川染　千恵
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
京都市北区西賀茂柿ノ木町35番地１
債務者　上田久美子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８９５号
京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地１―106
債務者　清川とも子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２９号
京都市左京区岡崎天王町58番地　東天王町市営住宅２―102
債務者　若松　裕子（旧姓濱田）
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係